

農問研創立 50 周年記念出版 第 1 巻『グローバル資本主義と農業』

第 3 章「多国籍アグリビジネスの事業展開と農業・食料包摂の今日的構造」

久野秀二（京都大学大学院経済学研究科）

アグリビジネス¹をめぐる問題を企業論や産業論として論じるのではなく、あくまでも農業問題（agrarian question）研究の一つに据えることの真意は、そこに資本主義経済社会と農業の関係を「資本による農業・食料の包摂」として捉え、その結果もたらされる農と食の構造的な変容と諸矛盾をリアルに抉り出すための糸口を見いだしているからに他ならない。本章に与えられた課題は、いまやグローバルに展開する多国籍アグリビジネスの事業戦略を具体的に考察しながら、「資本による農業・食料の包摂」の今日的構造を明らかにするとともに、そこに生起する諸矛盾と新たに形成されつつある対抗軸を見定めることにある。そこで、まず第 1 節で、これまでのアグリビジネス研究の成果を踏まえながら、グローバル資本主義下にある我々に残された課題を整理する。第 2 節では、農業・食料の世界的な生産流通構造を歴史的に把握する概念装置を参照しながら、グローバル規模で進展する市場再編の態様を明らかにする。だが、多国籍アグリビジネスのグローバルな事業展開はそれ自体として完結するものではなく、常に国家・国家間関係によって政治的に媒介・調整されなければならない。同時に、多国籍アグリビジネスはグローバルな資本蓄積過程に適合的な「規制」をつくりだすだけの政治経済的影響力を行使しうる存在でもある。その今日的到達点を探ることが、第 3 節の課題である。最後に第 4 節で、「資本による農業・食料の包摂」にともなう諸矛盾ゆえに、一方で胎動してきた農と食をめぐる社会的対抗運動と、他方で形成されてきた多国籍アグリビジネスによる「企業の社会的責任」対応との間で複雑化する対抗関係の所在を明らかにする。

1. 政治経済学的アグリビジネス研究の成果と課題

(1) マルクス派農業経済学および政治経済学からの接近

戦前から戦後にかけて、マルクス経済学が一定の影響力を保持してきたわが国農業経済学では、多くの研究者が「農業の資本主義化」をめぐる議論に参加したが、農業の特殊性を認識しつつも、専ら「農業における資本主義的生産関係の発展」という視点から農業資本主義化（＝農民層分解）を把握しようとした。農民層の経済的状态＝階級的格を理解することは、社会変革をめぐる階級配置を確認するためにも不可欠な課題であった。だが、一方で、農業の資本主義的発展の過程が「農業內的に完結的に進行する保証は今やどこにもなく、資本の農業把握が農業資本主義化という統一的・総体的把握形態ではなく、労働力、農業生産、土地所有をそれぞれ極めて跛行的に自らの蓄積軌道内に包摂するという過程をたどる」（田代ほか 1975）との省察を喚起し、他方で、資本主義の再生産構造に組み込まれた農業諸市場を通じた「資本の農業包摂」と「農民の順応と対抗」の関係を全構

¹「アグリビジネス」は本来、農業関連産業を包括して表現する概念であるが、個別の、とくに大手の農業関連企業を指す場合も少なくない。また、農業生産財部門や農産物原料の流通・加工に携わる企業だけでなく、川下の食品加工企業や小売企業も含めるために、「アグリフードビジネス」を用いる場合もあるが、本章では農業・食料関連企業およびその集合体（業界）を意味するものとして「アグリビジネス」概念を用いる。

造的に捉える視角を提示した農業市場論アプローチの体系化（三島 2005）が模索されたように、20 世紀後半の農業・農村の実態は「農業の資本主義化」概念を関連市場＝関連産業をも捕捉するものへと拡張することを要請してきた。とりわけ、独占的な農外資本による市場編制（＝農業の包摂）の強化によって生み出される諸矛盾と新たな対抗関係への洞察を提起した川村琢以来の農業市場論には、本章で展開するアグリビジネス論アプローチにも通底する問題意識を再発見することができる。もちろん、農業・食料市場における支配的経済主体を一国レベルの独占資本として捉えていた段階の理論的枠組みは、それが多国籍企業として定在している現段階にそのまま適用できるわけではない。

一方、政治経済学からのアグリビジネス研究は、直接には戦後の米国食料戦略（武器としての食料）の庇護下で台頭してきた穀物メジャーの実態が、1970 年代初頭の世界食料危機とそれに続く「穀物強奪事件」を契機に暴露され、米国議会報告やジャーナリストらによって著された関連文献が相次いで翻訳²されたことにも刺激を受けながら、すでに多国籍企業として定在し始めていたアグリビジネスによる農業・食料の支配という視角を提起した。米国の覇権主義的な世界食料戦略に関わらせながら多国籍アグリビジネスの「世界大での生産、流通の統合システムの論理と戦略」を詳細に分析した関下（1987）は、その先駆である。農業経済学から接近した中野（1987）も、1970 年代にアグリビジネスによる農業支配が強化される過程で二極分解が進行し、資本主義的性格を強める少数の大規模農業経営が農業生産の主要な担い手となった米国でも、「それらはもはや自生的に成長していく資本主義的経営ではない。独立性を蝕まれアグリビジネスへの従属的地位に甘んじながら経営内容をより企業化し、資本主義的性格を強めていく存在であり、いわば独占大企業の配下にある現代の中小零細企業にも似た存在である」（p.199）と指摘し、多国籍アグリビジネスによる農業支配とそれにとまなう農業構造の変化を実証的に明らかにする一連の研究を主導してきた（中野 1998、中野・杉山 2001）。もちろん、多国籍アグリビジネスによる農業・食料の支配は経済過程に限定されるわけではない。「資本による農業の包摂」が政治過程によって媒介され、逆に政治過程に「資本の論理」が反映し貫徹していく以上、農業政策論との接合が不可欠となる。筆者を含む中野らの研究グループが、経済過程（産業分析）と政治過程（政策分析）の接合を志向する政治経済学アプローチにこだわってきた理由がそこにある。

(2) グローバル資本主義下のアグリビジネス研究の課題

第 1 に、欧米で展開されている農業・食料社会学では、マクロ・レベルの分析視角であるフードレジーム論、メソ・レベルの分析視角であるフードシステム論、ミクロ・レベルの分析視角であるフードネットワーク論など、豊富な理論装置が提示されてきた（立川 2004）。農業経済学ないし政治経済学から接近したわが国のアグリビジネス研究は、これまで急速に展開する農業政策・農業実態の把握に重きを置いていたために、こうした最新の理論潮流とも切り結んだ研究は必ずしも十分ではなかったように思われる。その一方で、国別・地域別の農業構造分析と農業政策分析に付随するかぎりではアグリビジネスへの言及がなされていたきらいがあり、技術・市場・政策などの内部的・外部的な諸条件に応

² 例えば、J・トレイジャー『穀物戦争』（1975）、S・ジョージ『なぜ世界の半分は飢えるのか』（1980）、F・ラッペ & J・コリンズ『食糧第一』（1982）、J・ウェッセル『食糧支配』（1984）などがある。

じた個別企業の多様な事業展開の態様 (Jansen & Vellema 2004) を独自に分析する視点は必ずしも鮮明ではなかったように思われる³。本章はこれらの課題に正面から取り組むことはしないが、その前提となる分析枠組みを提示するとともに、可能なかぎり豊富なアグリビジネスの事例に触れたいと思う⁴。

第2に、グローバル資本主義の基本矛盾は、資本のグローバル化およびそれを優先的に媒介する国家政策・国家間関係と、国家がなお社会的・政治的に総括しなければならない各国の国民経済・国民諸階層との間に生起する諸矛盾である。政治経済学的アグリビジネス論の視角からこれを捉え返せば、アグリビジネスの多国籍的展開と相互規定的に立ち現れてきた新自由主義的農政転換と WTO 自由貿易路線が、農と食をめぐる社会経済的諸関係に及ぼす影響 (諸矛盾) を実証的・理論的に明らかにするとともに、そうした諸矛盾の止揚の方向性をめぐって錯綜する対抗軸を見定めることが求められている。この点で、中野 (1998) は、「多国籍企業による農業および食糧支配がグローバルな規模で強化され、農産物の生産から加工・流通・消費にいたる全工程が、多国籍アグリビジネスの世界的な統合体制に組み込まれてくると、それまで各国政府が実施してきた農産物価格支持政策や、二国間ないし多国間で実施してきた農産物の国際商品協定といった伝統的な農業調整政策が、国内レベルでも国際的なレベルでもしだいに空洞化していくことにつながる。現に、ガット UR での農業最終合意にいたる一連の経緯にしても、…グローバルな規模での資本循環をつうじて利潤極大化をめざす多国籍アグリビジネスの経営戦略と関連づけて分析しなければ、その核心に迫ることはむずかしい」 (p.7) と指摘していたが、グローバルなレベルでの産業分析と政策分析との接合の課題はなお積み残されたままとなっている。

政治経済学をはじめとする従来の社会科学では、グローバルに生起する諸問題を把握する場合でも、国家・国民経済を基本的な分析単位とするのが一般的であった。だからといって、主権国家、国際機関、多国籍企業、圧力団体、市民社会組織などの多様な行為主体を没階級的で並列的に捉える傾向にあるグローバル・ガバナンス論や、そうした行為主体・行為対象を可能なかぎりミクロな単位に分解し、その複雑で状況依存的な関係構築過程を重視するアクターネットワーク理論で代替して済む話でもない。筆者はかつて、「国民国家の枠組みを超越したかにみえる巨大多国籍企業といえども、資本間の熾烈な競争関係が存在するかぎり、彼らはより有利な競争を展開するために、国家との緊密な関係を前提し、国家財政や政策的支援に寄生しようとすることに変わりない。逆に、国家にとっても、多国籍企業の要求する政策的環境の整備は消極的・受動的なものではなく、むしろ積極的・能動的な対応である」と論じたことがある (久野 2002a : 66)。資本のグローバル化は依然として国家政策・国家間関係を通じた政治過程によって媒介されざるをえない。そのことを確認した上で、これまで批判的分析の俎上に乗ることがほとんどなかった国際機関や国際的産業団体、国際 NGO 等の独自の役割にも留意しながら、資本のグローバル

³ 長らく「見えない巨人」とされてきた世界最大規模のアグリビジネス Cargill の実態を明らかにした Keen (1997) は、翻訳ながらも中野らの研究グループにとって数少ない挑戦であった。その後、久野 (2006a) によって Nestlé が、関根 (2006a, 2006b) によって Dole の事業戦略が分析されている。大塚 (2005) も、時々の市場環境や政策環境に対応しながらわが国の食料輸入に中心的な役割を担ってきた総合商社や食品企業を中心に、その事業戦略の展開を詳細に追いかけた労作である。

⁴ 後段の考察で個別企業に関する情報が数多く参照されているが、とくに断りがない場合、基本的に各企業の年次報告書や記者発表資料などに依拠している。

化に対応した国際的な政治過程の分析を進めていくことが求められている⁵。その点で、当該領域で研究蓄積のある政治社会学や国際政治経済学・国際関係論などの諸成果に学んでいくのも有益であると思われる。

第3に、前述した農業市場論の伝統にも表れているが、政治経済学的アグリビジネス論においても、「多国籍企業主導のグローバル化の流れ」と「地域に根を張って生産者と消費者の関係を再構築する流れ」とのせめぎ合いを重視する視点が徐々に盛り込まれるようになってきている（大塚・松原 2004）。辻村（2005）はこれを「批判論としての深まり」と「規範論としての新たな発展」と評し、さらなる理論的・実証的研究の発展を促している。この点に関して、筆者はかつて「多国籍企業の経済的ヘゲモニーは、国家及び国家間関係を自らの利害に沿うように動員するまでに強まっている。だが、それは必然的にナショナルやローカルな次元で矛盾を発現させざるをえず、NGO 等による対抗的科学的対置、ローカルからグローバルへと拡大する諸運動の組織化、それらを踏まえた世論形成を伴いながら、社会的抵抗運動の側のヘゲモニーが国家及び国家間関係に大きな影響力を持ちうることも、現実によって証明されている」と論じたことがある（久野 2002a : 67）。だが、対抗軸の結節部面はアグリビジネスによる規制政策や社会的批判への対応戦略によって複雑化し、対抗関係は錯綜する傾向にある。批判論・規範論としての問題提起を理論的・実証的に補強し、具体的な政策論へと昇華させていくためには、当該領域で研究を積み重ねてきた市民社会論や農業・食料社会学、科学技術社会学等の諸成果に学んでいくことも必要となろう。

2. 農業・食料のグローバル化と多国籍アグリビジネスの事業展開

(1) フードレジーム論の今日的適用

農業・食料分野におけるグローバルな政治経済的動態——グローバルな規模での政治と経済の結合のあり方、資本のグローバルな活動とその政治的な調整（総括）のあり方——を歴史的・構造的に把握するために、Friedman（1993、2005）はフードレジーム（Food regime）概念を措定し、次のような画期でその展開過程を整理した。ヨーロッパ諸国と新旧植民地（ディアスポラ国家）との間に形成された第1次フードレジーム（1870～1914年）は、前者における社会的統合の必要から要請された低廉な賃金財としての穀物・食肉を後者が供給するという国際的分業＝貿易体制を指している。この過程で、後者には輸出市場に依存した新たな農民階級（家族労働に基づく商業的な農業）が成立した。両大戦間期のレジーム危機＝移行期を経て、戦後ブレトンウッズ体制下のヘゲモニー国家＝米国を中心とする第2次フードレジーム（1947～1973年）が形成された。そこでは、農業・食料の工業的転換と国家独占資本主義的な国内農業保護政策に支えられた大量生産・大量消費による「フォード主義的蓄積体制」が実現するとともに、基軸通貨国としての地位に支

⁵ 関下（1987）は、多国籍アグリビジネスの途上国進出は、FAO や世界銀行などの国際機関や地域開発銀行、米国の政府援助・融資機関と「歩調をそろえて進めており、その具体的な結合関係を明らかにすることは、国独資の国際体制を解明するうえでも重要な手がかりとなろう」（p.267）と指摘していたが、この分野の研究は必ずしも進展していない。その後、Hisano（2004）がバイオテクノロジーの国際規制をめぐる OECD と国際産業団体の役割、Hisano（2005）では途上国への技術移転をめぐる国際援助機関と国際産業団体の役割を、さらに池島（2007）が今日の国連と多国籍企業とのパートナーシップの先例となった 1960～70 年代の FAO 産業協同プログラム（ICP）の経緯と実態を詳細に分析している。

えられた食糧援助政策（後に補助金付き商業輸出政策）を通じた米国中心の国際分業＝貿易体制が構築された。1970年代に入ると、国際的過剰資本流動性の高まりによって米国は覇権国家としての地位を相対的に低下させ、1980年代には欧州や新興農産物輸出国との貿易紛争を招来し、第2次フードレジーム下で機能してきた米国の過剰農産物処理政策は国内的にも国際的にも大きな政治問題に転化するようになった。さらに、企業的大規模農業経営の跛行的成長と中小零細経営の疎外といった両極分解が極限まで進行するとともに、生産過程における画一的・集約的農業の諸矛盾、流通・加工過程における大規模広域流通や高度加工の諸矛盾が蓄積してきたことも、第2次フードレジームの不安定化を基礎づけている。こうしたレジーム危機の過程から新たに形成されてきたのが第3次フードレジームであるが、その特徴の概念化をめぐる見解が統一されているわけではない。

レジームとは、国家戦略・企業戦略・社会運動の絡み合いを通じて形成される、資本蓄積のあり方を調整する枠組みである。それは、競合する諸主体間の暫定的で不均等な妥協が制度化されたものであり、経済的関係の発展・深化・変容にもなって生じる社会的緊張がレジームの危機に転化することは避けられない⁶。そうであるならば、レジーム危機＝移行期を特徴づけている、アグリビジネスの多国籍的展開とそれが要求する政治的調整のあり方——新自由主義的農政転換とWTO体制——が、そのまま第3次フードレジームで支配的となる資本蓄積様式の調整枠組みになるとは限らない。なぜならば、後にみるように、新自由主義的なグローバリズムに対する異議申し立ての声、先進国と途上国、輸出国と輸入国、生産者と消費者の違いを超えて世界中で高まっており、それに対応した市場戦略の練り直しを多国籍アグリビジネスに余儀なくさせている実態があるからである。実際、Friedman（2005）は、第3次フードレジームの画期をなす新たな資本蓄積は「環境保護運動からの要求や、フェアトレード、消費者の健康、動物保護などに取り組む活動家たちが提起した包括的な問題を選択的に取り組むことで成立している」と捉え、このレジームを *corporate-environmental food regime* と名付けている。

(2) グローバル規模で進展する市場再編

Friedman は、農業・食料分野における資本のグローバルな活動を「国境を越えた商品連鎖」において把握し、その「商品連鎖」における農業と工業との複雑な結びつき、農民・企業・労働者・消費者の複合的な連結関係に着目するものとして農業・食料複合体（*agri-food complex*）概念を指定した。フードレジーム概念を構成するサブ概念の中心となるものである（記田 2006）。具体的には、①小麦複合体——小麦生産→穀物エレベーターによる集荷・保管→製粉→パン・パスタ・シリアル等の小麦製品の生産・販売へと連なる連鎖、②家畜＝飼料複合体——大豆・トウモロコシ等の飼料作物生産→集約型・加工型畜産（繁殖→フィードロットでの肥育）→と畜・枝肉処理→食肉の加工・販売へと連なる価値連鎖、③耐久食品複合体——大豆・トウモロコシ等の油糧作物や果実・野菜などの生産→それらを原料とする加工・冷凍食品の生産・販売へと連なる価値連鎖である（中野

⁶ 世界システム論やレギュレーション理論から取り入れた諸概念の整合性、資本主義の危機論的な段階把握の妥当性に議論の余地は残されているが、わが国でも一部の論者が「国家独占資本主義的帝国主義段階から多国籍企業帝国主義段階への移行」と捉えているように、1980年代以降の新自由主義的グローバリズムとWTO体制下の農政転換によって急速に進む世界農業市場の再編過程を歴史的・構造的に把握する概念としては有効であろう。

1998：4-7)。これらの商品連鎖が「複合体」概念で括られるほどに実体化してきた背景に、それを担う経済主体＝アグリビジネスの成長はもちろん、それを制度的に支えた関連政策の展開と技術的に支えた農業・食品技術の発展があったことは言うまでもない⁷。

これらの農業・食料複合体は「工業化・グローバル化」を象徴する商品連鎖を言い当てたものとして現在でもなお有効であるが、第2次フードレジームの不安定化は従来の大量生産・大量消費型の蓄積様式と「工業化・グローバル化」軌道の修正を余儀なくした。まず、食料市場の成熟・飽和化と食品産業の寡占化が進み、価格競争を通じた市場獲得競争に限界が見えてきた。さらに、1980年代に米国が直面した「戦後最大の農業不況」（中野 1987）は農産物の過剰生産基調を決定的にした。国内農業保護と輸出促進のための補助金政策は限界に達し、農業生産財を中心とする国内需要の減退は農業関連業界を業績悪化に追い込んだ。いわば「農業・食料関連産業における資本の過剰蓄積」（磯田 2002）の進行である。こうした状況下でアグリビジネスが追求した戦略が、農業の「工業化・グローバル化」の拡張・深化——すなわち商品連鎖の拡張・多元化とそれに応じた垂直的調整の強化、および対外直接投資の拡大による生産・輸出拠点の多元化——を通じた資本蓄積機会の再編的拡大であった。

①商品連鎖の拡張・多元化と垂直的調整の強化

農薬・種子産業は、折からのバイオテクノロジー産業化の機運と金融自由化にも触発されて世界的な M&A ブームの渦中にあった。数多くの種子企業やバイオベンチャー企業が様々な分野の多国籍企業に買収されたが、最終的に農薬・種子産業をバイオ産業としてまとめ上げたのは一握りの多国籍農薬企業であった（久野 2002b）。1990年代半ばまでに農業バイオテクノロジーを企業戦略の要に位置づけるバイオメジャーはほぼ出揃ったが、グローバル化、国際金融市場の流動化、環境規制・安全規制の強化、それにとまなう研究開発コストの増加など一連の市場環境の変化が、引き続き M&A を通じた業界再編を誘発してきた。1990年に上位4社の市場集中度（CR4）が35%であった農薬業界は、2000年に54%、2005年には65%に達するまでに寡占度を強めてきた。世界農薬市場の8割以上を占めるバイオメジャー6社——Bayer、Syngenta、BASF、Dow、Monsanto、DuPont——はまた、傘下の種子企業やライフサイエンス部門を通じて遺伝子組換え作物（GMO）の商品開発にも邁進してきた。それはまず、種子と農薬の効果的なマーケティング戦略として追求された。Monsanto が独占的シェアを有する除草剤耐性品種（Roundup Ready 等）はその典型である。さらに近年は、除草剤耐性や害虫抵抗性にほぼ集約される栽培特性型の第1世代 GMO から、高オレイン酸や低リノレン酸、高リジンなど飼料用途や食品用途として有用な成分を調整した高機能性型の第2世代 GMO、さらには植物由来の医薬品原料や工業原料を産生する第3世代 GMO へと事業が広がっている（久野 2005a）。

他方、Cargill をはじめとする穀物メジャーは、穀物流通事業から穀物加工事業（小麦製粉、大豆搾油、配合飼料等）や食肉事業（肉牛肥育、牛肉パッキング、養豚、豚肉パッ

⁷ Goodman et al. (1987) は、化学肥料やハイブリッド種子など農業生産過程の各要素を分断して工業的生産過程に組み込み、その製品を農業へ再投入することによって農業の自己完結性と自然制約性を克服し、資本蓄積領域の拡大を図ってきたプロセスを「占有主義 (appropriationism)」、動物油脂を植物油脂に、砂糖を異性化糖に置き換えるなど、原料の多角化・代替化を進めることによって特定原料に依存した硬直的な需給構造を克服し、同時に資本蓄積領域の拡大を図ってきたプロセスを「代替主義 (substitutionism)」という表現で概念化した。こうした「農業の工業的転換」プロセスにおける農業科学技術の決定的役割は明らかである（久野 2002b:21-24）。

キング等)へと水平的・垂直的な多角化戦略を追求してきた(中野 1998: 42)。例えば、総合アグリビジネスとして今なお成長を続けている Cargill の米国での市場シェアは、穀物製粉で1位、大豆搾油で3位、牛肉パッカーで2位、七面鳥で1位、家畜飼料で2位などとなっている(Hendrickson & Heffernan 2005)。また、カカオ事業にも手を広げ、Cargill は 1987 年に、ADM は 97 年にそれぞれ M&A を通じて参入し、今では両社で世界のカカオ豆加工の3割を占めるに至っている。穀物メジャーはこれら従来型の穀物加工・食肉事業に加え、トウモロコシ化工等のバイオファイナリー分野でも強みを発揮してきた。Cargill は 2001 年に澱粉・糖化製品(グルコース、異性化糖、家畜飼料添加物等)の欧州主力企業 Cerestar を買収した。これらの分野で先行する ADM はバイオ燃料として注目されているエタノールの生産でも圧倒的なシェア(約3割)を有するが、Cargill も最近になって急速に設備投資を増やしている。Cargill はまた、1997 年に Dow Chemical と設立した合弁企業 Cargill Dow PLA を通じ、容器包装資材や繊維に加工可能で、石油プラスチックに代替する生分解性製品として有望視されている植物由来ポリ乳酸の事業拡大にも乗り出している(松原 2006)。

さらに、穀物メジャーとバイオメジャーとが提携して高機能性飼料・食品の開発と利用に取り組むなど、文字通り「川上から川下まで」の垂直的調整を強化する動きも顕著になってきた(久野 2005a)。Cargill と Monsanto は 1998 年に合弁会社 Renessen を設立し、2004 年には従来育種ながらも低リノレン酸大豆(Vistive)の開発に成功した。さらに 2006 年、遺伝子組換え技術によって共同開発した高リジン・トウモロコシ(Mavera)の商業栽培が認可されている。Bunge も 2003 年に DuPont と合弁で Solae を設立し、大豆タンパクやレンチン等の植物性高機能食品素材の開発に取り組んでいる。このように、企業買収や合弁事業という形態をとりながら、農産物原料の代替化や高付加価値化、加工用途の多元化を通じた商品連鎖の拡張と垂直的調整の強化によって、バイオメジャーや穀物メジャー等のアグリビジネスは資本蓄積機会の「内包的拡大」を実現してきたのである。

② 対外直接投資を通じた生産・輸出拠点の多元化

これに対し、生産・輸出拠点の多元化＝グローバル化は、いわば資本蓄積機会の「外延的拡大」と捉えられる。とりわけ 1992 年の EU 統合を見込んで、米国系アグリビジネスの EU 諸国への進出が相次いだ。欧州系アグリビジネスもまた、94 年の NAFTA 制定を見込んで北米市場への進出を急いだ。NAFTA 制定は米国系アグリビジネスのカナダやメキシコへの進出、一部カナダ企業の米国への進出をも招来した(松原 1996)。同様に、EU 統合は国内市場から域内市場への市場圏の拡大を意味するため、EU レベルでの生産・輸出拠点の多元化＝リージョナル化をともなった(溝手 2001)。このほか、1990 年代の相次ぐ投資自由化措置⁸も手伝って、米国に次ぐ食料輸出基地として急伸著しい南米諸国への直接投資を増やした農業生産財業界や、急速な経済成長によって世界の食料大消費地として台頭してきたアジアおよび中南米諸国への進出を図る食品加工・小売業界の動向も注目される(Regmi & Gehlhar 2005)。

例えば、Pioneer や Asgrow、DeKalb などの大手種子企業がブラジルやアルゼンチンに進出したのは 1960～70 年代に遡るが、それら進出企業をはじめ現地の種子企業をバイオ

⁸ 中国は 1992 年、ブラジル・アルゼンチン・メキシコは 1994 年、インドネシアは 1998 年に投資自由化に踏み切った。

メジャーが次々に買収し、トウモロコシや大豆の種子市場を席卷していったのは 1990 年代後半である（久野 2002b : 109-113）。

農業機械産業でも、業界最大手の John Deere が 1990 年代に海外への事業展開を強め、1993~96 年に北米以外での事業拡大によって売上高を 75%も増やした。イタリアの Fiat は 1995 年に Ford New Holland を買収し、さらに 99 年に Case IH と合併して業界 2 位の CNH Global を誕生させた。業界 3 位の AGCO も、1985 年に米独間で合併した企業 Deutz-Allis を母体に成長し、94 年にカナダの Massey Ferguson、97 年にドイツの Fendt を買収するなど、いずれも大西洋を跨いだ事業拡大を図ってきた。同時に、ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、中国、インド、南アフリカ等の成長市場に生産拠点を確保してきた点もほぼ共通している。

化学肥料産業では、ノルウェーの巨大エネルギー企業 Norsk Hydro から 2004 年にスピノフされた Yara International（窒素肥料で首位）、Cargill Crop Nutrition と IMC Global が 2004 年に合併して誕生した Mosaic（リン酸肥料と炭酸カリウム肥料で首位）が抜きん出ている。世界市場の 6%にとどまるものの、1990~2004 年に消費量を 3 倍化させたブラジルは、約 7 割を輸入に依存しているため国内増産の余地がきわめて大きい。実際、国営企業 Fosfertil⁹が民営化された 1992 年を境に業界再編が急速に進んでおり、97 年頃から一気に直接投資を増やしてきた Bunge、2000 年に M&A によって製造拠点を確保した Yara が徐々にシェアを伸ばしている。

ブラジルはアルゼンチンとともに、世界的に需要が高まっている大豆の生産・輸出国として米国と肩を並べるまでに急成長を遂げている。世界の大豆搾油能力に占める主要 3 社のシェアは、ADM が 25%、Cargill が 22%、Bunge が 20%とされているが（IIED 2004）、大規模開発が進むブラジル中西部（セラード地域）でも、地場資本の Maggi Group に加え、これら穀物メジャー 3 社が勢力を増しており、先進国や中国向けの生産・輸出拠点を拡張するため次第にアマゾン地域へ浸食を始めている（Van Gelder & Dros 2006）。ブラジルが注目されているのは原料農産物だけではない。同国の農業・食料複合体の形成過程を分析した佐野（2005）によると、1994 年のリアルプラン実施以降、とくに飲食品加工部門で M&A が急速に拡大したが、そのうち 6~7 割が外資によるものだったという。ADM 等の穀物メジャーに加え、Nestlé、Best Foods（Unilever）、Kraft Foods（Altria）、Danone、Sara Lee など欧米の巨大食品加工企業がその太宗をなしている。

こうした対外直接投資を通じて、ADM は 1988 年にわずか 3%だった海外子会社の販売シェアを、1994 年に 27%、2005 年には 46%にまで高めている。早くから多国籍化を果たしていた Coca Cola も、1988 年の 54%から 2005 年の 71%へと海外販売シェアを伸ばしている。他方、欧州系アグリビジネスについては最近のデータしか手元にないが、Nestlé は欧州域外の販売シェアを 1997 年の 63%から 2005 年の 70%へ上昇させ、Unilever も 1995 年の 48%から 2005 年の 59%に、Danone も 1998 年の 24%から 2005 年の 37%へと高めている。なかには事業再編を通じて海外事業を縮小する企業もあるが、中南米やアジア、中東欧市場の拡大が見込まれるだけに、グローバル化の傾向は今後も強まっていくであろう。

⁹ 株式の一部をコンソーシアム Fertifos で保有していたが、Bunge は 2003 年までに Fosfertil の 11%、Fertifos の 53%（残り 33%を Cargill、12%を 2006 年に Yara が買収した Fertibras が保有）を取得し、最終的に Fosfertil 本体を買収する計画が 2006 年末に報じられた。

相対的に多国籍化の度合いが低かった小売業界（スーパーマーケット）でも事情は同じである。フランスの Carrefour は早くも 1975 年にブラジル、82 年にアルゼンチンに進出していたが、89 年には台湾への進出を果たし、94 年のマレーシア、95 年の中国への進出を機に、東・東南アジアの全域に 332（2005 年 6 月末時点）のグループ店舗を構えるまでになった。この他にも、オランダ Ahold（1996 年：シンガポール、中国など）、ドイツ Metro（1996 年：中国）、英国 Tesco（1998 年：台湾、タイ）、米国 Wal-Mart（1994 年：香港）など、巨大小売企業が軒並み中国や東南アジアを重視している。

アグリビジネスの多国籍的展開は、他の産業部門の例に違わず企業内貿易の拡大を特徴としているが、企業内貿易比率は相対的に低く、むしろ現地生産・現地消費型の「複数国国内企業戦略」が一般的である（磯田 2001、Rama 2005）。それは、ワールド・チェーンの発達によって遠隔流通が容易になったとはいえ、工業部品のように国際的生産工程分割を企業内で自在に設計することは難しいからである。さらに、「農業の工業化」によって農業・食料セクターに不可避な自然的制約を次々と克服し、資本蓄積領域に包摂してきたとはいえ、なお原料生産と食料消費の段階で地域性——文化的・社会的・政治的な意味でも——を色濃く帯びざるをえないからである（Pritchard & Burch 2003）。

③イノベーションとブランド戦略を通じた消費者対応型の事業展開

従来、農業・食料のグローバル化が論じられる場合、穀物（小麦、トウモロコシ、大豆等）や熱帯一次産品（コーヒー、カカオ、砂糖、バナナ等）などのバルク農産物にせよ、それらを原料とした加工食品（耐久食品）にせよ、いわばコモディティとしての生産→流通→加工→消費の連鎖に目が向けられてきた。そこでは穀物メジャーや青果物メジャー、巨大食品企業による供給主導型の商品連鎖が支配的であり、これら多国籍アグリビジネスの資本蓄積は、内包的・外延的な事業展開を徐々にともないながらも、市場シェアの拡大と取扱量・製造販売量の増大を通じた「規模の経済」の発揮に支えられてきた。だが、こうした一方向的な商品連鎖のあり方を前提とするかぎり、生産・輸出拠点のグローバル化を通じた資本蓄積機会の「外延的拡大」は従来の延長でしかなく、原料作物と加工用途の多元化を通じた資本蓄積機会の「内包的拡大」も、依然として「大量生産＝大量消費型の蓄積様式」の枠内におけるリスク分散・高付加価値化の戦略を超えるものではない。第3次フードレジームの形成が論じられてきた背景として、1990年代以降のアグリビジネスの事業展開が、低廉な農産物の増産と輸出を徹底的に追求する「大量生産＝大量消費型の蓄積様式」のもとで次第に顕在化してきた生産部面と消費部面の諸矛盾——環境負荷と安全性問題——に、受動的であれ能動的であれ対応するための戦略でもあった点が確認されなければならない。

アグリビジネスの事業戦略に質的転換を読み取る場合、ポスト・フォーディズム論やポスト・モダニズム論が一定の説得力をもって援用されることが多い。Ritzer（1996）によってセンセーショナルに提起された「マクドナルド化」のテーゼに反して、環境問題や食品安全性、エスニシティ、ジェンダーなど消費者意識・市民意識の高まりと価値観の多様化、あるいは文化的・地域的差異の再評価など、生産と消費の画一的なグローバル化に対するオルタナティブを模索する社会的対抗運動が農業と食料をめぐる胎動しつつあり、

それをむしろ事業戦略に取り入れようとするアグリビジネスの動向を確認することができるからだ¹⁰。

実際には批判されなければならない言説ではあるが、GMOの開発推進論拠は、多投入集約型の近代的農業による環境負荷と経営負荷の問題を解決しつつ、増え続ける世界人口を養うための持続的な食料増産を実現する「農業者利益」や「環境利益」、あるいは健康・栄養への関心や嗜好・生活スタイルの多様化に対応した高品質のテラーメイド食品を実現する「消費者利益」といった体裁をとっている（久野 2002b、2005b）。

もちろん、GMOに依らずとも、消費者の安全・健康志向に配慮した製品開発の例は枚挙にいとまがない。*Food Processing* 誌は、近年の食品加工業界を特徴づけるキーワードの筆頭に「有機」と「健康」をあげている¹¹。食品最大手の Nestlé は、長期的な事業戦略を、「コモディティ」すなわち利便性・味・楽しみ・選択肢の多さを追求してきた従来の Good Food から、「付加価値」すなわち栄養的価値に配慮した Health & Wellness、さらに心身の健康バランスをも射程に入れた Wellbeing への流れとして展望している。そのため同社は、2000年に PowerBar を買収して米国の栄養補助食品市場で4割近いシェアを確保するとともに、乳幼児や成人用の保健栄養食品を強化し、従来型加工食品のブランドでも脂肪・糖分・塩分等の削減と繊維質・プロテイン・ビタミン等の付加をコンセプトにした商品を開発している。

シリアル食品で Kellogg と並ぶ最大手の General Mills は、すべてのシリアル製品を全粒穀物に切り替えることを 2004年に発表した。それは消費者の健康と栄養を考へての決断であると報じられた。また、米国をはじめ先進諸国で深刻化している肥満や動脈硬化・糖尿病等の生活習慣病を促進するとされるトランス脂肪酸をめぐっても新しい動きがあった。ファストフード業界は、食品の品質保持期間を延ばし、風味の安定性を増す効果のあるトランス脂肪酸を積極的に使用してきたが、米国食品医薬品局 FDA が 2006年1月から含有量の記載を義務づけた。同年12月にはニューヨーク州でより厳しい制限措置が導入され、2007年7月までに調理油等で、2008年7月までにその他食品について、トランス脂肪酸の実質的排除を迫られることになった。これに合わせるように、KFC が米国内店舗で使用する揚げ油を Monsanto が開発した低リノレン酸大豆を原料とする油に切り替えることによってトランス脂肪酸の削減に取り組むことを発表し、話題を呼んだ。

これらの動きは（インター）ナショナル・ブランドを提供する食品加工企業や外食企業によって主導されているが、小売業界によって主導される動きも重要である。プライベート・ブランド（PB）を開発し販売する大手小売企業は消費者選択により敏感にならざるを得ない。例えば、英国で GMO に対する消費者の不安や反発が高まった 1999年、Tesco、Asda、Sainsbury's、Marks & Spencer、Iceland などの大手スーパーマーケット・チェーンが次々と GMO 原料を自社の PB 商品から排除する方針を発表し、非 GMO 原料の調達に

¹⁰ Bonanno (2004) は、「グローバル・ポスト・フォーディズム」の下で影響力を失った労働運動を中軸とする伝統的左翼に代わって、環境保護運動や消費者運動に代表される「新社会運動 (new social movements)」が多国籍企業とグローバリズムに対する主たる対抗軸として台頭し、資本にとって価値実現の場でもある「消費」を舞台に民主主義をめぐる政治的闘争が繰り広げられるとする。これは「政治的消費者主義 (political consumerism)」という概念を提示した Micheletti ら (2004) の議論とも通ずるが、Bonanno はとくに農業・食料分野での妥当性を強調している。

¹¹ これ以外の「高齢化対応」や「ポーション・コントロール」も消費者ニーズの多様化に積極的に対応しようとする食品業界の姿勢の表れである (*Food Processing*, July 10, 2006)。

走ったことに如実に表れている。さらに最近は、後述するように、有機食品やフェアトレード等の倫理的調達を謳った食品の取り扱いを増やしている。わが国でも、例えばイオングループが 1994 年に開始した PB「トップバリュ」に示されるように、「農薬や化学肥料、抗生物質、合成添加物の使用を抑えて作った農・水・畜産物と、それらを原料に作った加工食品」や「おいしさ、素材、機能などに特別にこだわった特選高品質ブランド」などのコンセプトを謳った商品開発が盛んである。

3. 農業・食料のグローバル・ガバナンスと「規制」をめぐるポリティクス

筆者は、グローバリゼーションが国家の「退場」や「空洞化」を招き、国家・国家間関係を超越したグローバル資本主義が一路形成されるという考え方には立たない。資本はどこまでも国家・国家間関係によって政治的に媒介されなければならない存在である。しかし同時に、第2次フードレジームから第3次フードレジームへの移行を特徴づけるものとして、国民国家の枠組みを前提とする公的規制と経済的活動の超国家的な展開との間の齟齬ないし矛盾 (Friedman & McMichael 1989, Bonanno 2004, Higgins & Lawrence 2005) を、筆者は重視している。とくに農業・食料をめぐるのは、労働条件や環境影響に加えて食品安全性や公衆衛生、動物福祉などで社会的批判と規制要求が高まっているだけに、この問題は無視できない。こうした矛盾を克服するために、資本は世界大での資本蓄積戦略に適合的な「規制」 (regulation for business) の国際的整合化を図ってきた。同時に、企業・業界団体による市場を通じた自主規制 (self-regulation / private regulation) の流れも強まっている。その背景に、企業自らが規制主体となりうるだけの市場支配力の高まりと高度な技術の獲得、そして民間主導の自主規制を「政府による公的規制よりも効率的」として正当化する新自由主義的イデオロギーの蔓延がある。

(1) 新自由主義的農政転換と「規制」の国際的整合化

農産物価格政策をはじめとする様々な国家的農業保護を縮小再編し、価格形成と需給調整を市場原理に委ねる新自由主義的農政転換が、1986年に開始された GATT ウルグアイラウンド (UR) 農業交渉を契機に進められてきた。米国はそれ以前から一貫して農業分野の自由化を志向してきたが、それが 1980 年代に入り一気に噴出したのは、ドル高・高金利政策にともなう米国農産物の国際競争力の低迷と「戦後最大の農業不況」に加え、共通農業政策下で農業生産と農産物輸出を拡大してきた欧州との間で補助金付き輸出競争を誘発し、財政危機に苦しむ双方に一層の財政負担を強いるようになったためであり、新自由主義的農政転換を要求するアグリビジネスのグローバルな展開が強まったためである。

磯田 (2001) が指摘するように、1970～80 年代までの国内価格支持・輸出補助金政策が農産物貿易を通じた国内型資本蓄積戦略に適合的だったのに対して、80～90 年代以降の新自由主義的農政転換は、原料農産物価格の引下げとフレキシブルな増産・調達を可能にするという意味で、各国・各地域レベルでの垂直的多角化 (複数国国内企業戦略) を志向するアグリビジネスの今日的な資本蓄積戦略にきわめて整合的であった。また、企業内貿易比率が相対的に低いとはいえ、企業内外での貿易を拡大するアグリビジネスにとって、自由貿易体制の構築は一貫した要求である。もちろん、WTO ドーハラウンドでいよいよ

露呈し、交渉の行き詰まりを招いているように、そこで目指されているのは文字通りの自由貿易体制ではなく、先進輸出国で農業保護（輸出補助金）が温存される一方で、輸入国や発展途上国では国家的保護が次々と緩和・撤廃されるといった不公正な貿易体制ではない（McMichael 2005）。

また、現地生産・現地消費か企業内貿易かにかかわらず、世界大で資本蓄積を図るうえで最重要課題となるのが、食品リスク評価や規格・表示等の流通規制、知的所有権といった関連規制制度の国際的整合化である。もちろん、彼らが要求するのは自らの利潤追求活動に抑制的な公的規制の国際的整合化ではない。UR 合意と WTO 協定が、SPS 協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）、TBT 協定（貿易の技術的障壁に関する協定）、TRIPs 協定（貿易関連知的所有権に関する協定）、GATS（サービス貿易に関する一般協定）など商品貿易以外の領域に踏み込んだのは、そうした枠組みがアグリビジネスを含む多国籍企業の国際的資本蓄積戦略にとって必要だったからである。そして、彼らの要求にもっとも適合的な米国基準をグローバル・スタンダードに押し上げることによって国際的な産業競争力を強化し、政治経済的覇権の回復を企図する米国政府が、国家間関係を通じて主導的に媒介したからである¹²。

主流派経済学や産業組織論シカゴ学派は、市場原理至上主義的な立場から企業活動と政府規制を対立的に捉え、市場機能を通じた技術革新・商品開発の創造的展開や消費者選択の拡大を当然視し、その結果もたらされるはずの経済的厚生を増大を阻害するとして政府規制の緩和・撤廃を主張するが、現実には、公的規制（regulation of business）を緩和・撤廃しても、そこには別の規制（regulation for business）が現れるだけである。また、企業の最適化活動と消費者の合理的選択の結果として市場の寡占化を捉え、これを当然視する議論も産業組織論の中にみられる。なるほど寡占的企業（独占資本）は市場競争の結果として生まれてきたが、市場関係における情報の非対称性もさることながら、その市場支配力をいっそう強めて資本蓄積を推し進めるために政治的影響力を不断に行使してきた事実が見落とされてはならない。

政策形成過程に企業利益を反映させるための手段には、①政治献金を通じた政党・議員への働きかけ、②ロビー活動（請願、情報提供、政策提言、法案起草）を通じた政党・議員や政府・政府機関への働きかけ、③シンクタンクを活用した情報提供・政策分析・政策提言や広告会社を利用した世論操作、④「回転ドア」と呼ばれる直接的な人事交流などが含まれる（Kamieniecki 2006、Beder 2006、Nestle 2002）。

GATT や WTO の交渉過程でも、レーガン政権下の UR 農業交渉で米国提案を起草したのが元 Cargill 副社長の D.Amstutz であったこと、ブッシュ父政権下に GATT 米国大使を務め、その後 WTO 副事務局長として知的所有権問題を担当した R.Yerxa が Monsanto 担当弁護士であったことは有名である。逆に、レーガン政権下の通商代表として NAFTA や UR の交渉を主導し、ブッシュ父政権下で農務長官も務めた C.K.Yeutter が退任後、後に Dow Chemical に買収されるバイオ企業 Mycogen の取締役役に就任した例、クリントン政権下で通商代表と商務長官を務めた M.Kantor はもともと巨大企業を顧客とする法律事務所の弁護士だったが、退任後は Monsanto 取締役役に就任するとともに、WTO 交渉で米国小

¹² 久野(2002a)は、このような「資本の総括者としての国家」の機能に着目し、農業バイオテクノロジー産業のグローバル化を媒介する規制政策の国際的整合化プロセスに考察を加えた。

麦産業の法律顧問も務めた例など、露骨な「回転ドア」の事例には事欠かない (Mattera 2004)¹³。

さらに、農業問題をはじめ UR 交渉で難航していた諸課題の交渉再開を働きかけるために結成された Multilateral Trade Negotiation Coalition (1990 年) や、WTO 農業交渉で一層の貿易自由化を目指して米国政府・議会に働きかけるために結成された AgTrade Coalition (1999 年)、UR 交渉の議題に知的所有権問題を含めるよう米国政府に働きかけ、さらに交渉過程で各国政府へロビー活動を展開するために Pfizer、DuPont、Monsanto 等が参加した Intellectual Property Committee (1986 年) など、数々のロビー団体がワシントンやジュネーブを拠点に活動を繰り広げてきた。国連を舞台にしたロビー活動も少なくない。例えば、FAO/WHO 合同食品規格 (Codex) 委員会にオブザーバー参加が認められているアグリビジネスは、ときに政府代表団の一員として参加し、恒常的なロビー団体 Food Industry Codex Coalition も組織しながら、その圧倒的な動員力と資金力で影響力を行使してきた (Avery et al. 1993、Avery 1995)。その実態は、UR 合意と WTO 協定によって Codex 委員会の位置づけが著しく高められ、同じくオブザーバー参加の国際 NGO によって会議の様子が世界中に配信されるようになってからも変わっていない。また、環境影響の観点から GMO の国境移動を規制するために締結されたカルタヘナ議定書 (2000 年) の交渉過程で、米国を中心とする GMO 輸出国連合 (Miami Group) が抵抗勢力として露骨に介入したことは知られているが、バイオ産業のロビー団体である Global Industry Coalition もその存在感を示していた (Gupta 1999)。

(2) 自主規制と農業・食料ガバナンスの変容

狂牛病 (BSE) や GMO 問題を機に、企業活動に対する消費者や市民社会の関心が高まり、NGO 等による監視や情報開示の取り組みが活発化するにつれて、企業側も労働や環境、安全性、公衆衛生などの諸問題に積極的に対処していくことが求められるようになってきた。OECD の Fluponi (2006) は、農業・食料の生産・流通に民間主導の管理システムや標準規格 (private standards schemes) が次々と導入され、公的な政府規制から自主規制への大きな流れが生まれていることに注目している。実際、製品の品質管理のため導入された ISO9000、環境保全 (環境負荷の低減) も視野に入れた ISO14000、労働者の基本的権利に関する評価基準 SA8000 など、民間主導の国際統一規格が農業・食品の分野でも広く普及してきた¹⁴。また、Friedman (2005) も「品質基準——これが近年、社会運動、多国籍企業の食料サプライチェーン、政府・国際機関の間の関係を再構成しつつある——が、新たな、そして競合するフレーム、したがってまた幾つかの可能性を秘めた新たなレジームにとっては基礎を成しているように思われる」としているが、英国 Food Ethics Council の MacMillan (2005) はこれを農業・食料ガバナンスにおける「公から民への主

¹³ この他、GMO 規制をめぐる「米国基準」の形成に関わる問題として、ブッシュ父およびクリントン政権下で FDA 政策担当副次長と USDA 次官補を歴任し、Monsanto 開発製品の「規制」に直接関与していた M.R.Taylor が元 Monsanto 顧問弁護士であった例をはじめ、Monsanto をはじめとするバイオ企業と FDA や USDA 等の規制担当省庁との間の「回転ドア」が数多く報告されている (久野 2002b: 172-173、205)。

¹⁴ さらに食品安全管理のための包括的な国際規格 ISO22000 が 2005 年秋に始動している。他方、もともと宇宙食の安全性を確保するために米国で開発された食品の衛生管理方式 HACCP は、Codex 委員会を通じて国際的に推奨され、日本でも食品衛生法のような政府規制に反映しているように、それ自体は品質や安全性を確保するための手続きのない考え方である。

導権シフト」という文脈で捉えると同時に、「民」における川上（供給）から川下（需要）への「主導権シフト」という文脈にも関連づけている。

価格競争の前提に高品質による製品差別化（ブランド戦略）が置かれ、さらに食品リスクの管理が「農場から食卓まで」の食料供給システム全体を対象とする IP ハンドリングやトレーサビリティとして制度化されるなかで、段階を異にするアグリビジネス間の垂直的調整の強化が重視されるようになってきているが、そこで主導的な役割を果たしているのが大手小売企業である。その影響力の大きさは小売市場が寡占化しているほど顕著となる。事実、英国では小売市場の寡占化が年々強まっており、2005年に3割のシェアに達した Tesco を筆頭に、上位4社で75%の占有率となっているため、この問題に対する英国の研究者や NGO の関心は非常に高い（Vorley 2003、MacMillan 2005）。寡占的な大手小売企業の強みは、POS システム等を活用した消費者購買行動に関する情報の掌握にある。こうした情報技術を中心とする流通イノベーションによって、生産者から消費者までを結ぶサプライチェーンを一元的に管理し、業務効率を高めるための経営戦略（SCM: Supply Chain Management）が飛躍的に発達してきた。

消費者の動向に敏感な小売企業は SCM を通じて食品安全性や倫理的調達を確保するために、それぞれのやり方で規格化や認証取得に取り組んできたが、そのための取引費用は決して小さくない。そこで、最低品質基準を確保するために標準規格と認証手続きを共同で設定し、取引費用の削減と流通の効率化を図ることが要請されてきた。その一つが、欧州の大手食品小売業者を中心とする Eurep（Euro-Retailer Produce Working Group）が1997年に作成し、2002年から本格的に始動した認証制度 EurepGap である。これは食品安全性と環境影響に配慮した適正農業規範 GAP を推進するためのもので、そのプロトコルには総合的作物管理 ICM や総合的病害虫管理 IPM、品質管理システム QMS 等が含まれる。もう一つは、国際食品小売業団体 CIES が2000年に起ち上げた GFSI（Global Food Safety Initiative）である。EurepGap が適正農業規範 GAP に重点を置いているのに対し、GFSI の取り組みは適正製造規範 GMP と適正流通規範 GDP も包含し、文字通り「農場から食卓まで」の全工程を通じて食品安全性を確保すると同時に、政府規制の領域とされてきた労働基準や環境基準の遵守も目指されている。Fluponi（2005）は、寡占的企業を主体とする業界組織が先制して標準規格やルールを設定することで、結果的に政府規制のあり方に大きな影響を及ぼす可能性を指摘している。

製品と流通のイノベーションを通じた SCM の確立については、産業組織論を中心に数多くの実証的・理論的研究が進められてきたが、そこで欠落しているのは、こうした SCM の徹底が末端の原料供給者である農業生産者にいかなる影響を及ぼすのかという視点である。原料供給者に対するアグリビジネスのバイイング・パワーは、何よりも納入価格の引下げ圧力となって発揮される。SCM がどれほど洗練され、商品開発と品質管理の目的に「安全・安心」や「エコロジー」といったコンセプトが反映されようが、そうした非対称的な関係は基本的に変わらない（Tallontire & Vorley 2005）。そもそも、これら自主的な規格標準化の動きは、業界全体として取引費用の削減と流通の効率化を実現しつつ消費者の信頼を回復することを目指しているのであって、品質・価格・サービス・品揃え等をめぐる寡占的企業間の競争を排除するものではない。そうした状況下で設定された標準規格や認証手続きが、結果的に原料生産者を選別し、それに堪え得ない規模と技術しか

有しない中小零細な農業生産者の排除につながる懸念される。Fluoponi (2005) が OECD に対して、代替的なマーケティング戦略の構築にせよ、主流のサプライチェーンへの統合にせよ、そうした生産者を支援する役割を政府が担う必要性を問いつけているのは故なしとしない。

(3) 「企業の社会的責任」と自主的な企業行動規範

MacMillan (2005) や Fluoponi (2005) をはじめ、大手小売企業が「規制主体」として台頭してきた状況に注目する議論が多いが、実際には小売業界だけでなく食品加工業界でも自主規制の流れが強まっている。例えば、Nestlé が Danone、Unilever とともに 2002 年に持ち上げた持続的農業イニシアチブ (SAI: Sustainable Agriculture Initiative) は、現在では Kraft や Dole Food、Sara Lee、Coca-Cola など米国系の多国籍アグリビジネスを含む 20 社にまで拡大し、穀物、コーヒー、乳製品、果実、野菜、パームオイルの各作業部会を通じて活動している。その活動原則には、①品質と安全性の改善に資するイノベーションを通じた食品安全性の確保、②効率的生産に資するイノベーションを通じた農業資源と外部投入財の削減ならびに持続的な食料供給の確保、③動物福祉や自然環境の改善と保全、④営農支援を通じた地域コミュニティの社会経済的条件的改善などが含まれる。これは小売主導の自主規制とは異なり、取り扱い農産物の規格標準化や流通・加工工程における管理方式の策定を具体的に目指しているわけではないが、各企業の活動実践の蓄積と交流を通じて、自主的な企業行動規範の確立と食品産業全体の社会的評価を高めることを企図したものと注目される。

このような企業行動規範をめぐる動きは、一般に「企業の社会的責任 (CSR: Corporate Social Responsibility)」として議論されており、主要な多国籍企業はほぼ例外なく、事業戦略の中に CSR を位置づけるようになってきている¹⁵。2000 年に改訂された国際労働機関 ILO の「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」(1977 年採択) や 2000 年に改訂された OECD の「多国籍企業ガイドライン」(1976 年採択)、1999 年に国連 Annan 事務総長(当時)によって提唱された「UN Global Compact」、国連人権委員会で議論されている「多国籍企業行動規範(案)」(2003 年小委員会採択)をはじめ、国際的に CSR の考え方を制度化する動きが強まっているが、基本的には企業側の自主的なイニシアチブに依存するものである。多国籍企業と労働組合との間で締結し、企業側に中核的労働基準¹⁶の遵守を確認し、原料供給業者も共同監視の対象に含める国際枠組み協約 (IFA: International Framework Agreement) が近年増えており、アグリビジネスでも Carrefour、Chiquita、Danone、Fonterra がリストに名を連ねているが、これも法的義務を負う政府規制ではない¹⁷。

¹⁵ 例えば、途上国での粉ミルク販売をめぐる世界的なボイコット運動を招き、コーヒー豆やカカオ豆の国際価格暴落や児童労働問題、水資源の困り込み、国際労働協約違反などへの社会的批判の例に事欠かない Nestlé は、1998 年に「ビジネス原則」(2004 年改訂)を定め、消費者、農業生産者、雇用労働者、地域社会への責任、環境配慮、水資源の持続的利用、乳幼児の健康・栄養問題、児童労働問題への対応など、同社の法令遵守姿勢と社会的対話姿勢を積極的にアピールするようになってきた(久野 2006a)。

¹⁶ ILO 条約のうち、結社の自由及び団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、雇用及び職業における差別の禁止など、グローバル市場における最低の国際労働基準として 4 分野 8 条約が指定されている。

¹⁷ ただし、筒井(2007)によれば、従来の「行動規範」が①企業が一方的に基準を設定する、②ILO の中核的労働基準を必ずしも承認していない、③その実施は経営側だけがこなう、④サプライヤー(取引・下請企業)を除外している、⑤労使対話の基盤が弱い、という弱点をもっているのに対し、「国際枠組み協約」は、①

CSR を「利潤の極大化、顧客の満足、株主価値の拡大だけでなく、社会的存在としての企業の役割を強調する視点」と定義する議論が少なくないが、CSR の本質は「企業の自主性」にある (Christian Aid 2004、Blowfield & Frynas 2005)。実際、CSR の広範な普及は 1980 年代以降の新自由主義的な規制緩和・民営化の流れと軌を一にしており、政府規制 (regulation of business) の緩和・撤廃と、グローバルな資本蓄積戦略に適合的な制度 (regulation for business) の国際的整合化を推進してきた多国籍企業によって積極的に採用されている (Jenkins 2005)。Blowfield (2005) はより明確に、「CSR は企業が折り合いをつけられる事項に限られている」ため、それが社会的諸課題に積極的に取り組んでいる場合でさえ、達成すべき社会的目標との間に大きな溝を生まざるを得ないと指摘している。CSR 概念を無批判に受け入れるのではなく、一つの言説として相対化し、その理念と実態とを照らし合わせながら実証的・批判的に評価していく必要がある。例えば、Christian Aid (2004) は、多国籍企業が CSR を推進する経済的動機として、社会的イメージの改善、投資家へのアピール、NGO による批判キャンペーンの懐柔、法的拘束力のある規制の回避¹⁸などを列挙しながら、現に CSR を掲げる多国籍企業が国家的・国際的規制の届かない途上国農村社会で依然として行っている企業活動の実態を暴露し、痛烈に批判している。また、世界保健機関 WHO で 2004 年に採択された「食生活・身体活動・健康に関するグローバル戦略」が食品産業の役割を重視しているのを受けて、主要多国籍食品企業 25 社の監査を行った Lang ら (2006) は、CSR 報告書の大半が自己宣伝の域を出ておらず、客観的で独立した監査も受けていないなど不十分な内容であり、総じて公衆衛生における社会的責任が「真剣に受け止められていない」と結論している。

要するに、社会的公正を実現するためには、企業の自主規制に専ら委ねるのではなく、企業活動を法的に規制する仕組みを国際的にも国内的にも確立していくことが依然として必要だということである。地球環境問題や食品安全性問題を含む「環境主義」の高まりに対する多国籍企業の対応を詳細に分析した Jansen & Vellema (2004) は、開発や規制をめぐる「国家主導型 vs 市場主導型」という古典的二分法を退けるとともに、環境的近代化論 (ecological modernization) でも肯定的に受け止められている「自主規制と環境ビジネスの考え方に立脚した企業の環境主義対応」の限界を指摘する。そして、企業規制の新たな形態を国家・企業・社会運動の力関係において把握し、公的規制の適切な導入・執行と市民社会運動による不断の圧力とを切り結んだ公的・市民的規制 (public and civil regulation) が追求されなければならないと主張している。

労使が交渉して締結する、②ILO の中核的労働基準のすべてを承認している、③実施においても、組合員が監視し、労働組合が参加する、④取引・下請企業も対象にしている、⑤労使対話の基盤を強化する、といった諸点で両者は根本的に異なると評価している。

¹⁸ 例えば、国連の人権小委員会が 2003 年 8 月に採択した「人権に関する多国籍企業及びその他の企業の責任に関する規範」に対し、米国の産業ロビー団体 USCIB と国際商工会議所 ICC が「この草案は実行不可能で、不必要で、企業の社会的責任を促進する努力に水を差すものだ」と批判する声明を発表した。また、西アフリカのカカオ栽培で児童労働が広く行われていることが国際的に批判されているが、米国の人権 NGO が主要取引業者である Cargill、Nestlé、ADM を訴えた際に依拠したのが、米国の「外国人不法行為責任追求訴訟法」(ATCA、1789 年)である。同法はコロンビアで続発している労組員の殺害事件をめぐって Coca-Cola や Nestlé が訴えられている裁判でも根拠法とされている。ナイジェリアの石油採掘をめぐる人権侵害と環境破壊で国際的な非難を浴び、やはり ATCA を根拠に訴えられている Royal Dutch Shell の最高責任者が議長を務める国際商工会議所英国支部 ICC-UK は、2002 年の年次報告書の中で「ATCA によって米国法が国外にまで及ぶこと」に異議を唱えるよう英国政府にロビー活動を展開してきたことを自ら明らかにしている (Christian Aid 2004)。

4. アグリビジネスの「社会的責任」と新たな対抗軸の形成

(1) アグリビジネスのオルタナティブ市場への参入

本来は人間と自然の関係性（生産者と生態系、消費者と食品）および人間と人間の関係性（生産者と消費者）を再構築するためのオルタナティブとして取り組まれてきた有機農業やフェアトレードなどの分野にも、製品差別化戦略や企業イメージの向上を図る「社会的責任」方策のために、多国籍アグリビジネスの参入が相次ぎ、それぞれの品質管理要求に対応した SCM の確立がこの分野でも強まっているだけに、農と食をめぐる対抗軸は錯綜し、見えづらくなっている（Barrientos & Dolan 2006、Nicholls & Opal 2005）。これを単に「ポスト・フォードイズム」や「フレキシブルな生産・流通システム」などの概念で装飾するだけではなく、「資本による農業・食料の包摂」の今日的定在として位置づけながら、その裏側にある生産関係の諸矛盾を析出していくことが喫緊の課題となっている。

①CSR 認証と倫理的調達：Chiquita 等

世界のバナナ市場は Dole Food、Chiquita、Del Monte 等の青果物メジャー5社で8割以上を支配する熱帯農産物に典型的な寡占市場であるが、1990年代に入ると過剰生産基調が強まり、過当競争と価格低迷に苦しむようになった。さらに、旧植民地 ACP 諸国（アフリカ、カリブ、太平洋諸国）からの輸入を優遇する割当制度である欧州バナナ市場規則が1993年に導入されたため、Chiquita のロビー活動によって米国と中南米諸国が1996年にEUをWTO提訴するに及んだ。1997年の紛争パネル裁定で敗訴したEUが勧告実施案を提示するも申立国に受け入れられず、1998年には米国が通商301条に基づく制裁措置を発動するなど「バナナ戦争」の様相を呈したが、2001年に合意が成立し、2006年からの数量割当関税化が約束された。しかし、それまで同規則が事実上継続されることになるため、Chiquita は直ちに欧州委員会に対する損害賠償請求を起こしたが、2005年の判決で同社の主張は認められなかったという経緯がある。この過程で、各社とも直営生産から委託契約生産（outsourcing）への転換や生産拠点の再編統廃合を通じて、低迷する市況に対応してきた。さらに、欧州バナナ市場規則を受けて、Dole と Del Monte は欧州諸国やACP 諸国への直接投資を増やすなどの対策を講じたが、ロビー活動と裁判闘争に明け暮れた Chiquita は欧州市場での競争に遅れをとっていた。そこで、挽回を図るために同社が重視した戦略が、消費者と小売業者を対象としたマーケティングの強化であった。

Chiquita はまず中南米のバナナ栽培における環境負荷問題に対処するため、1995年に環境保護団体 Rainforest Alliance と共同で Better Banana Project を開始した。さらに、2000年からCSR報告書を発行し、同年に定めた企業行動基準に基づいて、2005年末までに中南米のすべての直営農場で SA8000 と EurepGap の認証取得を目指してきた。2001年には産業界、NGO、労働組合等で構成する倫理的貿易イニシアチブ（ETI: Ethical Trading Initiative）に加わるとともに、アグリビジネスとしては初となる国際枠組み協定 IFA を国際食品労組連合会 IUF およびバナナ労組ラテンアメリカ連絡会 COLSIBA との間で締結し、中核的労働基準の遵守を約束した。同社 CSR 報告書によると、環境認証や SA8000 認証の取得をはじめとする数々の社会的責任イニシアチブの背景に、企業イメージの向上や商品差別化を通じた市場シェアの確保、労使関係の改善を通じた経営リスクの回避といった

戦略的判断があっただけでなく、重要な顧客である欧州を中心とする小売業者から社会的・環境的側面での企業行動に厳しい要求があったという (Riisgaard 2005)。

こうした動きはそれ自体として高く評価されて然るべきであるが、すでに Dole や Del Monte も SA8000 や ISO14001、EurepGap の取得を済ませており、CSR に基づく商品差別化を前提とした過当競争が始まっている。2005 年の国際バナナ会議で報告した Van de Kastele & Van der Stichele (2005) は、企業経営において「コスト削減といっそうの再編合理化が重視されていることを鑑みれば、労働条件は依然として厳しい切り下げ圧力を受け続け、結果的に労働争議を惹起することになるだろう」と指摘する。実際、英国におけるバナナの平均小売価格 1 ポンドに対して、小売業者が 40 ペンス、流通・熟成業者が 17 ペンス、貿易業者が 31 ペンス、農場所有者が 10 ペンス、そして農場労働者はわずか 1.5 ペンスを受け取るだけといった経済的実態 (Vorley 2003) は、取引業者や小売業者が CSR 関連の認証を取得することによって改善される保証はない。むしろ、品質管理の強化にともなう追加費用や取引費用が増大しているにもかかわらず、寡占的小売企業はサプライチェーン全体のコスト削減を要求し、それは寡占的流通・加工企業を経由して、農業生産者や農場労働者にしわ寄せされるおそれがある (Tallontire & Vorley 2005)。

②有機食品ビジネスの拡大：Wal-Mart、Kraft Foods 等

消費者の環境問題や食品安全性、健康、栄養への関心が高まるにつれて、有機食品市場が急速に成長してきた。2004 年の販売総額は約 278 億ドルに達した。このうち 137 億ドル (49%) が EU (ドイツ 42 億ドル、英国 19 億ドル)、122 億ドル (47%) が米国となっている。もちろん、農業総生産に占める割合はまだ小さい。2003 年の統計によると、有機認証された農場は米国でわずか 0.2%にとどまり、EU でも 1992 年共通農業政策やアジェンダ 2000 などを通じて有機農業の振興に多額の補助金を投入してきたが、オーストリアの 9.7%が最高で、イタリア 6.7%、英国 4.4%、ドイツ 4.3%、フランス 1.9%、平均で 3.9%となっている (Dimitri & Oberholtzer 2005)。それでも、近年の年成長率をみると、EU では 5%に落ち着いてきたものの、米国では依然として 14%の伸びを示しており、半分を日本が占めるアジア諸国でも 10~20%の高い成長を続けている。飽和化し過当競争が厳しくなっている先進国市場で数少ない成長産業となっている有機食品に、巨大食品企業が次々と参入してきたのは驚くことではない (Sligh & Christman 2003)。

有機農産物や有機食品は当初、専門店や直接販売を通じて消費者に購入されていたが、認証制度や表示規則が整備され、市場規模が拡大するにしたがって、一般小売店でも販売されるようになってきた。米国では 1998 年に 31%だった一般小売店での販売が 2003 年までに 44%に増えた。EU 諸国では国ごとに差があるものの、8 割を超えるデンマークや英国をはじめ、多くの国で有機食品の相当部分が一般小売店で販売されている。こうした傾向が続くなか、廉売型巨大小売企業の代表格¹⁹である Wal-Mart が 2006 年 3 月に有機食品ビジネスへの本格参入を発表した。同社の狙いは「割高の有機食品や自然食品を購入できない低所得層」にあるが、有機食品の低価格化を推し進め、米国内だけで約 3,400 店舗、海外を含めて 6,000 にも及ぶ店舗で多種多様な商品を周年販売するためには、当然、中南米や中国などから有機農産物輸入を拡大することが前提となる。

¹⁹ 低価格競争を優位に進めるための際限ないコスト削減圧力ゆえに、Wal-Mart が労働組合禁止など労働者の無権利状態を放置してきたことは有名である。

巨大小売企業だけでなく、General Mills、Danone、Kellogg、ConAgra などの巨大食品企業も 1990 年代末頃から次々と有機ビジネスに参入してきた。1999 年に資本参加した Hain Celestial を通じて有機食品企業の M&A を繰り広げている Heinz も有力である。象徴的だったのは、Nestlé に次ぐ巨大食品企業で、タバコ会社 Philip Morris とともに Altria グループを構成する Kraft Foods が 2000 年に Boca (有機大豆バーガー) を、2004 年に Back to Nature (有機シリアル) を買収し、Coca-Cola までが Odwalla (有機ジュース) を 2001 年に買収して有機ビジネスに名乗りを上げたことである。

有機農業・有機食品の価値が広く認知され、多種多様な商品が手頃な価格で購入できるようになることを歓迎する向きも一部にあるが、次のような問題も少なからず指摘されている (Cooper & Adamick 2006、Weeks 2006)。第 1 に、有機農産物貿易の拡大は、一方で食材の季節感や地域性をなくし、他方で遠隔流通ゆえの環境負荷をもたらす。第 2 に、有機食品のアイテム拡大は、例えば有機原料の人工甘味料 (HFCS) や有機原料のジャンクフードまでも含む。つまり、従来型フードシステムの「悪い側面をそのまま映し出す鏡」にすぎないのではないかという疑問である。第 3 に、低価格化したがつてコスト削減圧力は、現に業界団体がロビー活動を展開してきたように有機認証基準の緩和 (変質) 要求につながると同時に²⁰、「規模の経済」を発揮できない独立系の専門企業や中小家族経営の淘汰を招くおそれがある²¹。総じて、有機農業・有機食品を通じて目指してきた理念からの乖離・逸脱が懸念されている。

③フェアトレード商品の販売：Nestlé、Starbucks 等

消費者の関心は環境負荷や食品安全性、公衆衛生をめぐる問題だけでなく、農業・食料をとりまく社会的諸条件、とりわけ南北間の不公平・不公正な農産物貿易と途上国農業開発のあり方にも及び、それに対置する公平・公正な貿易を通じて、農産物輸出に依存する途上国生産者と農村社会の社会経済的自立を目指す取り組みが世界各地に広がってきた。そうした運動を組織する団体によって定義に違いはみられるものの、一般的には「国際取引を通じてより大きな公平性を追求する、対話・透明性・尊重に基づく交易パートナーシップで、とくに途上国の生産者や労働者により良い交易条件を提示し、彼らの権利を保障することによって、持続的発展に貢献することを目指す」ものがフェアトレード (FT) とされている。池上 (2004) によると、FT の歴史は戦後、主に慈善団体によって始められた途上国の自立支援のための製品輸入に遡ることができるが、英国 Oxfam (1964 年) やオランダ Fair Trade Organisatie (1967 年) の設立を機に世界的に注目されるようになった。1970~80 年代には、女性の自立や自由貿易批判といった理念を掲げる社会的連帯運動が合流し、「途上国生産者との顔の見える提携」が重視されるようになった。英国 TWIN や日本ネグロスキャンペーン委員会、米国 Global Exchange 等が設立されたのもこの時期である。さらに 1980 年代末~90 年代を通じて、個別の取り組みをネットワーク化し、認証ラベルを導入して「FT 商品の市場拡大」が目指されるようになった。その嚆矢

²⁰ 大山 (2003) は、有機市場の拡大を「有機農業の産業化」と捉え、国境を越えた有機商品の広域流通が有機認証システムのグローバル化を要請し、さらにコーデックス規格の確立 (1999 年) にともなう WTO 体制への整合化が有機基準の下方平準化に帰着する可能性を指摘している。

²¹ 近年、農業輸出大国を中心に有機農業経営の大規模化が進み、代替的な外部投入財や雇用労働力への依存が広範にみられるようになっている。こうした傾向は「conventionalization」として概念化され、カリフォルニア (Guthman 2004) やオーストラリア (Jordan et al. 2006) を事例とする実証的研究も進められている。

となったのが、1988年のオランダ Max Havelaar マークの発行であり、翌 89 年には国際オルタナティブトレード連盟 IFAT が結成された。さらに、EFTA（ヨーロッパ、1990年）や Fair Trade Federation（米国、1994年）など各国・地域の連合組織も次々と設立された。1997年には国際フェアトレード・ラベリング機構 FLO が設立され、国際的に統一された認証ラベルが誕生した。フェアトレードラベル・ジャパンや Transfair USA も、FLO ラベルを管轄する国レベル組織として活動している。FLO によると、2005年の販売額は 11.4 億ユーロ（約 15 億ドル、前年比 37%増）に達し、うち米国 3.4 億ユーロ、英国 2.8 億ユーロ、スイス 1.4 億ユーロ、フランス 1.1 億ユーロなどとなっている。コーヒーとバナナの取扱量についても、2003～04年にそれぞれ 26%と 58%、2004～05年に 40%と 29%の増加を記録した。

ところが、FT に対する評価は運動を担う団体や個人の間でも一様ではない。第 1 に、FT 商品の市場拡大がビジネスとして追求されるあまり、認証基準の機械的適用と過剰な要求が多様で複雑な現地の諸条件と齟齬を来すおそれが指摘され、本来の「顔の見える関係」（social interaction）が疎かにされる傾向が生じてきたためである（Renard 2003、池上 2004）。第 2 に、不公平・不公正な国際取引の責任を問われている多国籍アグリビジネスが FT 商品を導入し始めたからである（Dicum 2006）。例えば、2000年に Starbucks、2003年に McDonald's Swiss と Dunkin's Donuts が FT コーヒーの採用を開始した。イオングループ（2004年）や Costco（2005年）などの大手小売企業でも FT コーヒーが販売されるようになった。さらに 2005年、Nestlé が *Nescafé Partner's Blend* の販売を表明するに及んで、FT 認証のあり方に疑問が投げかけられるようになった（堀田 2006）²²。

FT の意義が広く認知され、さらなる市場拡大を通じてより多くの途上国生産者と先進国消費者に FT への参加機会を保証することにつながるとして、多国籍企業の参入を歓迎する声も聞かれるが、とくに Nestlé に象徴されるように、*Partner's Blend Coffee* は同社の 1,000 を超えるブランド（約 8,500 アイテム）の一つにすぎず、しかも粉ミルクをめぐる不買運動や水資源乱開発・児童労働・不当労働行為等に対する裁判闘争が世界各地で続けられているさなかの「社会的責任」アピールであるだけに、Baby Milk Action（2005）をはじめ数多くの市民社会組織が批判を強めている²³。Nestlé 自身、これまで「市場原理に反し、供給過剰にあるコーヒー等の需給バランスを悪化させる」として FT を批判してきた経緯もある。実際、寡占的企業間で FT 商品の価格競争が生まれ、認証に必要な記録保管・記帳等の追加労働や追加費用の負担に堪えられないような条件不利な産地や中小零細な生産者が排除されるのではないかと懸念が高まっている（Tallontire & Vorley 2005、Getz & Shreck 2006）。

(2) 新たな対抗軸の形成をめざす取り組み——むすびにかえて

²² 2004年に Fair Trade Organization マークを導入し、認証の対象を個別商品から組織自体に切り替えることによって、フェアトレードを事業の柱に据えている組織を差別化しようと取り組んでいる IFAT も、認証ラベルとその標準化を通じた市場拡大自体を否定してはいないが、同マークが企業イメージの向上と成長市場でのシェア獲得を狙った多国籍アグリビジネスの参入に対する牽制になることは間違いない。

²³ Nestlé、Kraft、P&G、Sara Lee の 4 社でコーヒー豆焙煎の 45%を占めるが、世界自然保護基金 WWF の最新の報告書(2007)によると、トラヤサイなどの絶滅危惧種が生息するインドネシアの自然保護地区で栽培したコーヒーを、Nestlé と Kraft をはじめとする数多くの多国籍企業が販売していたことが判明した。

農業・食料の工業化とグローバル化が進み、生産から消費に至る各所でもたらされる諸矛盾が顕在化する中で、それに対する対抗軸をどこに見定めるかが理論と実践の両面で模索されている。欧州を中心とする農村社会学や農業地理学では **Alternative Food Network** という概念が注目されているが、それが含意する内容は一様ではない (Renting et al. 2003、Goodman 2003)。そうした対抗戦略における重要概念の一つが「品質」である。品質は技術的・定量的に処理可能な指標によって無媒介に定義されるわけではなく、コンヴェンション理論が説明するように、関係当事者間のコミュニケーションや取引を通じて形成される合意 (=規格、商標、認証など) によって規定されるものである。安全性という品質をとっても、その技術的・定量的な評価基準はやはり社会的・政治的なプロセスによって調整されていることを見落としてはならない²⁴。健康食品や有機農産物、フェアトレード商品もそうした品質を体現している。だが、もともとフォードイズム的な農業・食料システムへの対抗軸として始められ、市場では処理しきれない規範的・運動論的な意味を当事者間の合意と信頼 (家内の調整) によって当該製品の品質に付与することで成り立っていた有機農業やフェアトレードが、社会的に広く認知されることによって市場取引を拡大し、さらにそれに見合った規格や認証の制度化・標準化・グローバル化 (工業的調整) を要請するに至ったことは先に考察した。品質自体を対抗戦略の論理として位置づけることは、したがって「両刃の剣」であるといえよう。もちろん、品質は社会的・政治的に操作可能である以上、そこに込められていた社会的関係性を再確認し、規範的・運動論的な品質を公的に正当化 (市民的調整) する道は残されている (Renard 2003)。

工業化・グローバル化に対抗するもう一つの対抗軸は「ローカル化」である。欧州委員会が導入した原産地名称保護 PDO や地理的表示保護 PGI のような地域特産品のブランド化も地域性 (locality) を強調した対抗戦略であるが、すでに品質認証システムとして制度化・標準化されており、上述と同様の問題は避けられない。つまり、地域農業・農村社会の活性化という視点が弱まり、国内での産地間競争、さらにはグローバル市場でのブランド競争を誘発するとすれば、厳然として存在する地域間の不均等性を社会的に補正する措置がとられない以上、農業・農村の全体的な底上げにはつながらないだろう。農業・食料の工業化・グローバル化への対抗軸として地域性が強調される場合、それを「食と農のあるべき姿を見つめ直し、生産者と消費者の提携や、地域に根ざした食生活・食文化の見直しを進める」運動、「工業化・グローバル化によって分断された農業生産者と消費者の関係を、より接近した『顔の見える関係』に再構築する」運動という文脈で理解することが重要である (松原 2004)。

そのような取り組みとして、第 1 に、都市の公共空間で農業生産者が消費者に直接販売する多様な形態の「市 (いち)」を意味するファーマーズ・マーケットがあげられる。世界中で古くから取り組まれていた販売形態であり、必ずしも今日の工業化・グローバル化に対抗することを目指しているわけではない。それでも、スーパーマーケットが成長し大規模広域流通が支配的になるにしたがい一度は廃れてしまった国や地域でも、1990 年代

²⁴ これは GMO の安全性評価をめぐっても大きな争点となっている。久野 (2006b) を参照されたい。

を通じて脚光を浴びるようになった背景には、生産者と消費者の間で農と食のあり方を見直す機運が高まったことがある²⁵。

第2に、日本にも積極的に紹介されているように、米国では1990年代から地域支援農業（Community Supported Agriculture: CSA）が急速に広がってきた。しかし、地域の生産者と消費者を結びつけ、地域コミュニティの経済的・社会的な活性化と農地の保全をめざすといった基本的な考え方は、わが国で1970年代から生産者組織と消費者組織との間で取り組まれてきた産消提携や生協組織を中心とする産直運動²⁶に遡ることができ、同じ頃にスイスやドイツでも同様の取り組みが進展していた（Local Food Works n.d.）²⁷。産直提携の場合、地理的な意味での「地域」に限定されておらず、したがって厳密には「地産地消」に括られないものもあるが、生産者と消費者の「顔の見える関係」が追求されるかぎり、CSAと同じカテゴリーに含めて差し支えないだろう。最近では学校給食を舞台に、食育活動を通じた食生活の見直しとともに、農業体験や地場農産物利用を通じて地域農業の活性化もめざされている（根岸 2004）。また、遺伝子組換え作物の輸入が開始されたのを機に、日本型食生活の中心作物であるにもかかわらず4%という低い自給率の大豆に関心が集まり、1998年に「遺伝子組換え食品いらない！キャンペーン」によって大豆畑トラスト運動が開始された。GMOと国産大豆を切り口にしながらも、地域の農業と食文化を守り、さらには食料主権の確立をも展望している点で注目される（小野 2005）。

第3に、地域の食文化と食生活の見直しをめざす運動は、今や世界的に大きな流れとなりつつある。その契機となったのが、1986年にイタリアで始まったスローフード運動である。イタリア余暇・文化協会を母体にした小さな運動が、1989年と2003年の国際大会を経て、今では104カ国、約8万人の会員を擁するまでに発展している。スローフードは、地方や地域に息づく多様な食を認め合い愉しむことを出発点に、①食の源となる種の多様性を守ること、②生産者と消費者がより緊密な関係を結ぶこと、③味覚の教育を行うことを「使命」に掲げている。それは豊かな消費者による「美食の追求」ではなく、先進国から途上国まで世界各地の多様な食文化を守り、食づくりに携わる人々の体験や問題を共有するためのシンポジウム（Terra Madre）を2004年から隔年で開催するなど、農と食のあり方に対してグローバルな視点からも問題提起を行っている。なお、日本では世界的なスローフード運動への合流とは別に、早くも1981年に大阪市で発足した「伝統食を考える会」を中心に地道な活動が展開してきた事実を忘れてはならない（渡邊 2004）。同会の運動が全国的に注目を集めたのが、1988～89年に米国が食料戦略の一環として全国を縦断した宣伝列車「アメリカン・トレイン」に対抗して、92年に第1号を走らせた「伝統食列車」である。2006年12月には第16号列車（実際にはバス）が沖縄を走っている。

²⁵ 英国では1990年代後半に一桁しか存在しなかったファーマーズ・マーケットが2000年までに200を越え、現在では550に達している（La Trobe 2001, FARMA 2006）。米国でも、1990～2000年に1,890から2,842へと急増している（Brown 2001）。日本では「道の駅」や農協施設を中心とする農産物直売所が重要な役割を果たしている。農産物直売所の数は、常設で約3,000、仮設を含めると約1万にのぼるといふ。

²⁶ 1970年代後半から京都で展開された「地域食糧確立運動」に参画した京都生協が、府下の農協や生産者組織と協定を結んだ組織的な地域産直運動を進めたことが知られている。①生産地と生産者が明確であること、②栽培方法が明確であること、③交流ができることという「産直三原則」も、こうした地域産直運動の流れの中で確立された（渡邊 2004）。

²⁷ 米国では、2005年時点でUSDAが掌握しているCSA組織の数は1,144に達している（ATTRA 2006）。英国では、中心的な役割を担っているSoil Associationが、2002年時点で100以上のCSA組織を確認している（Local Food Works n.d.）。

第4に、国際標準化された認証に必ずしも頼ることなく、途上国の生産者と農村コミュニティを「顔の見える関係」において支援しながら、先進国市場での普及に努めているフェアトレードの事例も少なくない。日本でも、1987年に始まった日本ネグロス・キャンペーン委員会 JCNC の活動を基盤に生協や有機農産物の販売グループ、市民団体が共同出資して設立した貿易会社オルター・トレード・ジャパン ATJ が、バランゴンバナナ、エコシュリンプ、東ティモール産コーヒー、パレスチナ産オリーブオイルなどを取り扱っているが、「南の生産者と北の消費者の連帯協働」を基本システムとする同社の活動を表現するために、フェアトレードという一般的な用語とともに「民衆交易」(people to people trade) という名称にこだわりを見せている(堀田 2006)。

松原(2004)は、これらの取り組みに共通する視点を「関係性」「自己決定」「パートナーシップ」として整理している。「関係性」とは、「食べ物を通じて『人と人』『人と自然』『人と社会』との関係性を問い、市場の中で、あるいは市場以外の場を通して生産者と消費者との直接的関係を再構築」すること、あるいは「生産者と消費者が『共生できる関係』を追求」することを意味する。「自己決定」とは、多国籍アグリビジネスによる農業・食料支配と市場独占が強まり、多様で実質的な「選択の自由」が奪われる中で、生産者と消費者が「食についての自己決定」ができる条件と力量をいかに取り戻すかということである。そして、世界各地の中小農業生産者、農業労働者、農村女性、先住民など諸団体の国際ネットワーク組織として1993年に設立された Via Campesina に象徴されるように、対抗軸として強調されている「地域性」を地域主義や仲間内主義に矮小化するのではなく、新自由主義的な WTO 貿易ルールと多国籍企業の支配というグローバルな問題に立ち向かいながら、「食料主権」をスローガンに各国・各地域の食と農に関わる諸課題に連帯して取り組んでいくことが求められている。これを言い表したのが「パートナーシップ」である。

オルタナティブな取り組みが、CSR という新たな装いを凝らしながらも工業化・グローバル化に邁進する現行の農業・食料システムをどこまで変革しうるかは楽観できない。つまり、対抗論理としてのオルタナティブは、たんに「資本による包摂」を受けていない領域でそれぞれ別個に「ニッチ」を追い求めるだけでなく、そうして確保された「陣地」を横断的に守り広げながら、さらに国内的・国際的な政治過程に影響を及ぼし、政策とシステムの転換へと結びつくものでなければならない。市場を通じた自主規制が民間主導で進められ、オルタナティブをめざす社会的対抗運動の要求(市民的規制)をも取り込む勢いである。Jansen & Vellema (2004) が強調するように、市民社会運動による不断の圧力と切り結んだ公的規制がいかなる形で導入され執行されるかがカギとなる。逆に、適切な公的規制を実現し、システム転換を展望しうる政策を要求するような社会的対抗運動として、オルタナティブな取り組みが位置づけられることがカギとなる。Allen ら(2003)は、オルタナティブな取り組みが必ずしもシステムの「地殻変動」を引き起こすものではないことを、既存の全体構造と農業・食料システムを前提する「代替的(alternative)」で個別主義的な取り組みと、それらの転換を志向する「対抗的(oppositional)」で世界主義的な取り組みとを概念的に分けながら説明している。Magdoff ら(2000)も、「現行の資本主義制度を手直すことで、もっと環境にやさしく理にかなった人間味あふれるフードシステムを築くうえで必要とされる諸々の改革を、現実に期待できるのだろうか」と問

いかけ、そうした改革が「資本主義のまさしく岩盤にまで及ぶもの」「社会の全面的改革を必要とするもの」であることを確認しつつ、それゆえに「農業経営者、農業労働者、環境保全グループ、持続的農業グループ、そして消費者の間での協調関係を妨げる、大きな障壁がいまなお伏在している」と注意を喚起している。したがって、対抗軸をどこに見定めようとも、「国家、企業、社会運動、そして市民が、私的機関、公的機関、自発的に組織された諸機関の間での権力配分をめぐる闘争する、新たな政治の時代」が到来した今、「食料や農業にとっても、また、あらゆるスケールでのガバナンスを再構築するためにも、カギとなる問題は民主主義」（Friedman 2005）であり、広範な利害関係者を「政治的な空間」に引き込む努力が不可欠となっている。

(2007.1.23 脱稿)

- Allen P., FitzSimmons M., Goodman M. and Warner K. (2003) 'Shifting plates in the agrifood landscape: the tectonics of alternative agrifood initiatives in California', *Journal of Rural Studies*, Vol.19(1), pp.61-75
- Avery N. (1995) 'How TNCs Influence Global Food Standards', *Third World Network Features*, October 24, 1995
- Avery N., Drake M. and Lang T. (1993) *Cracking the Codex: A report on the Codex Alimentarius Commission*, UK National Food Alliance, May 1993
- Baby Milk Action (2005) 'Fairtrade mark and infant health could be damaged by Nestlé application warn campaigners', Press Release, October 6, 2005
- Barrientos S. and Dolan C. (2006) *Ethical Sourcing in the Global Food System*, Earthscan
- Beder S. (2006) *Suited Themselves: How Corporations Drive the Global Agenda*, Earthscan
- Blowfield M. (2005) 'Corporate Social Responsibility: Reinventing the meaning of development?' *International Affairs*, Vol.81(3), pp.515-524
- Blowfield M. and Frynas J. G. (2005) 'Setting New Agendas: Critical Perspectives on Corporate Social Responsibility in the Developing World', *International Affairs*, Vol.81(3), pp.499-513
- Bonanno A. (2004) 'Globalization, Transnational Corporation, the State and Democracy', *International Journal of Sociology of Agriculture and Food*, Vol.12(1), pp.37-48
- Brown A. (2001) 'Counting Farmers Markets', *The Geographical Review*, Vol.91(4), pp.655-674
- Christian Aid (2004) *Behind the Mask: The real face of corporate social responsibility*, Christian Aid, January 2004
- Cooper A. and Adamick K. (2006) 'An organic foods dilemma', *SFGate.com*, August 8, 2006
- Dicum G. (2006) 'Fair to the last drop?' *The Boston Globe*, October 22, 2006
- Dimitri C. and Oberholtzer L. (2005) *Market-Led Versus Government-Facilitated Growth: Development of the U.S. and EU Organic Agricultural Sectors*, WRS-05-05, USDA/ERS, August 2005
- FARMA (2006) 'Farmers' Markets in the UK: Nine Years and Counting', Sector Briefing, National Farmers' Retail & Markets Association, June 2006
- Fluponi L. (2006) 'Final Report on Private Standards and the Shaping of the Agro-food System', AGR/CA/APM(2006)9/FINAL, Working Party on Agricultural Policies and Markets, Committee for Agriculture, OECD, July 31, 2006
- Friedman H. (1993) 'The Political Economy of Food: A Global Crisis', *New Left Review*, No.197, January/February 1993, pp.29-57 (渡辺雅男・記田路子訳『フード・レジーム—食料の政治経済学』こぶし書房、2006年)

- Friedman H. (2005) 'From Colonialism to Green Capitalism: Social Movements and the Emergence of Food Regimes', in Buttler F. H. and McMichael P., eds., *New Directions in the Sociology of Global Development*, Elsevier, pp.227-264 (渡辺雅男・記田路子訳『フード・レジーム—食料の政治経済学』こぶし書房、2006年)
- Friedman H. and McMichael P. (1989) 'Agriculture and the State System: The Rise and Fall of National Agricultures, 1870 to the Present', *Sociologia Ruralis*, Vol.29(2), pp.93-117
- Getz C. and Shreck A. (2006) 'What organic and Fair Trade labels do not tell us: towards a place-based understanding of certification', *International Journal of Consumer Studies*, Vol.30(5), pp.490-501
- Goodman D. (2003) 'The quality "turn" and alternative food practices: reflections and agenda', *Journal of Rural Studies*, Vol.19(1), pp.1-7
- Goodman D., Sorj B. and Wilkinson J. (1987) *From Farming to Biotechnology: A Theory of Agro-Industrial Development*, Basil Blackwell
- Gupta A. (1999) 'Framing "Biosafety" in an International Context: The Biosafety Protocol Negotiations', *ENRP Discussion Paper*, E-99-10, Kennedy School of Government, Harvard University, September 1999
- Guthman J. (2004) *Agrarian Dreams: The Paradox of Organic Farming in California*, University of California Press
- Hendrickson M. and Heffernan W. (2005) 'Concentration of Agricultural Markets', Food Circles Networking Project, Missouri University
- Higgins V. and Lanrence G. eds. (2005) *Agricultural Governance: Globalization and the New Politics of Regulation*, Routledge
- Hisano S. (2004) 'OECD Models for Biotechnology Regulation and Business Interests', a paper presented at the TAO/SG BioTalk Seminar Series, Wageningen UR: NL, April 20, 2004
- Hisano S. (2005) 'A Critical Observation on the Mainstream Discourse of Biotechnology for the Poor', *Tailoring Biotechnologies*, Vol.1(2), November 2005, pp.81-106
- 久野秀二 (2002a) 「農業科学技術をめぐる政策展開と多国籍アグリビジネス—グローバリゼーション下の国家と市民社会への一考察」、『土地制度史学』第175号(2002年4月)、61-69頁
- 久野秀二 (2002b) 『アグリビジネスと遺伝子組換え作物—政治経済学アプローチ』日本経済評論社
- 久野秀二 (2004) 「世界の食料問題と遺伝子組換え作物」、大塚・松原編『現代の食とアグリビジネス』有斐閣、223-250頁
- 久野秀二 (2005a) 「遺伝子組換え作物—農薬会社主導で進められる商品開発とその社会的妥当性」、『科学』第75巻1号(2005年1月)、31-38頁
- 久野秀二 (2005b) 「遺伝子組換え作物の社会科学—科学技術が社会に受け入れるには?」、『イリューム』第17巻1号(通巻33号、2005年6月)、4-21頁
- 久野秀二 (2006a) 「巨大食品会社ネスレの事業戦略と社会的責任」、『農業と経済』第72巻5号(2006年4月臨増)、84-88頁
- 久野秀二 (2006b) 「遺伝子組換え作物をめぐる科学技術と社会」、『日本の科学者』第41巻12号(2006年12月)、22-27頁
- 堀田正彦 (2006) 「岐路に立つフェアトレードの現状と課題」、『クォーターリー[あつと]』第3号(2006年3月)、35-38頁
- IIED, ProForest and Rabobank International (2004) *Better Management Practices and Agribusiness Commodities: Phase 2 Commodity Guides*, a project report for IFC and WWF-US, March 2004
- 池上甲一 (2004) 「拡大するフェアトレードは農産物貿易を変えるか」、『農業と経済』第70巻4号(2004年4月)、5-17頁
- 池上甲一 (2006) 「フェアトレードは新しいフードシステムを生み出すか」、『農業と経済』第72巻5号(2006年4月臨増)、124-134頁

- 池島祥文 (2007) 「国連食糧農業機関 FAO とアグリビジネス—Industry Cooperative Programme を中心に」、京都大学大学院経済学研究科修士論文 (2007 年 1 月提出)
- 磯田宏 (2001) 「現代アグリフード・ビジネスの集積形態と市場把握」、中野・杉山編『グローバルゼーションと国際農業市場』筑波書房
- 磯田宏 (2002) 「アグリビジネスの農業支配は可能か—「工業化・グローバル化」視角からのアプローチ」、矢口芳生編『農業経済の分析視角を問う』農林統計協会
- Jansen K. and Vellema S. eds. (2004) *Agribusiness and Society: Corporate Responses to Environmentalism, Market Opportunities and Public Regulation*, Zed Books
- Jenkins R. (2005) 'Globalization, Corporate Social Responsibility and Poverty', *International Affairs*, Vol.81(3), pp.540-525
- Jordan S., Hisano S. and Iizawa R. (2006) 'Conventionalization in the Australian Organic Industry: A Case Study of the Darling Downs Region', Holt G.C. and Reed M. eds., *Sociological Perspectives of Organic Agriculture: From Pioneer to Policy*, CABI, pp.142-156
- Kamieniecki S. (2006) *Corporate America and Environmental Policy: How Often Does Business Get Its Way?* Stanford University Press
- 記田路子 (2006) 「訳者解説」、渡辺雅男・記田路子訳『フード・レジーム—食料の政治経済学』こぶし書房、191-225 頁
- Kneen B. (1995) *Invisible Giant: Cargill and its Transnational Strategies*, Pluto Press, London (中野一新監訳 (1997) 『カーギル—アグリビジネスの世界戦略』大月書店)
- Lang T. and Heasman M. (2004) *Food Wars: The Global Battle for Mouths, Minds and Markets*, Earthscan
- Lang T., Rayner G. and Kaelin E. (2006) *The Food Industry, Diet, Physical Activity and Health: A Review of Reported Commitments and Practice of 25 of the World's Largest Food Companies*, Centre for Food Policy, City University of London, April 2006
- La Trobe H. (2001) 'Farmers' markets: consuming local rural produce', *International Journal of Consumer Studies*, Vol.25(3), pp.181-192
- Local Food Works (n.d.) 'Community Supported Agriculture', Briefing Paper, no date specified
- MacMillan T. (2005) *Power in the Food System: Understanding trends and improving accountability*, background paper for Food Ethics Council, May 2005
- Magdoff F., Foster J.B. and Buttel F.H. eds. (2000) *Hungry for Profit: The Agribusiness Threat to Farmers, Food, and the Environment*, Monthly Review Press (中野一新監訳『利潤への渴望』大月書店、2004 年)
- 松原豊彦 (1996) 『カナダ農業とアグリビジネス』法律文化社
- 松原豊彦 (2004) 「食と農をめぐる国際的運動」、大塚・松原編『現代の食とアグリビジネス』有斐閣、297-319 頁
- 松原豊彦 (2006) 「世界 59 ヲ国で事業を展開する『見えない巨人』カーギル社」、『農業と経済』第 72 巻 5 号 (2006 年 4 月臨増)、89-92 頁
- Mattera P. (2004) *USDA Inc: How Agribusiness Has Hijacked Regulatory Policy at the U.S. Department of Agriculture*, Organization for Competitive Markets / Agribusiness Accountability Initiative, July 2004
- McMichael P. (2005) 'Global Development and the Corporate Food Regime', in Buttel F. H. and McMichael P., eds., *New Directions in the Sociology of Global Development*, Elsevier, pp.265-299
- Micheletti M., Follesdal A. and Stolle D. eds. (2004) *Politics, Products, and Markets: Exploring Political Consumerism Past and Present*, Transaction Publishers
- 三島徳三 (2005) 『農業市場論の継承』日本経済評論社
- 中野一新 (1987) 「アメリカ農業の構造変化と戦後最大の農業不況(上)」、『経済』1987 年 12 月号、183-201 頁
- 中野一新 (1998) 『アグリビジネス論』有斐閣

- 中野一新・杉山道雄編 (2001)『グローバルゼーションと国際農業市場』筑波書房
- 根岸久子 (2004)「食教育と地産地消型学校給食の意義と課題」、『農林金融』第 57 巻 3 号(2004 年 3 月)、14-28 頁
- Nestle M. (2002) *Food Politics: How the Food Industry Influences Nutrition and Health*, University of California Press (三宅・鈴木訳『フード・ポリティクス—肥満社会と食品産業』新曜社、2005 年)
- Nicholls A. and Opal C. (2005) *Fair Trade: Market-driven Ethical Consumption*, Sage Publications
- 小野南海子 (2005)「大豆畑トラスト運動」、日本消費者連盟編『食料主権』緑風出版、159-186 頁
- 大塚茂 (2005)『アジアをめざす飽食ニッポン—食料輸入大国の舞台裏』家の光協会
- 大塚茂・松原豊彦 (2004)『現代の食とアグリビジネス』有斐閣
- 大山利男 (2003)『有機食品システムの国際的検証』日本経済評論社
- Pritchard B. and Burch D. (2003) *Agri-food Globalization in Perspective: International Restructuring in the Processing Tomato Industry*, Ashgate
- Rama R. ed. (2005) *Multinational Agribusinesses*, Food Products Press
- Regmi A. and Gehlhar M. eds. (2005) *New Directions in Global Food Markets*, Agriculture Information Bulletin No.794, USDA/ERS, February 2005
- Renard M-C. (2003) 'Fair trade: quality, market and conventions', *Journal of Rural Studies*, Vol.19(1), pp.87-96
- Renting H., Marsden T. and Banks J. (2003) 'Understanding Alternative Food Networks: Exploring the Role of Short Food Supply Chains in Rural Development', *Environment and Planning A*, Vol.35(5), pp.393-411
- Riter G. (1996) *The McDonaldization of Society: An Investigation into the Changing Character of Contemporary Social Life*, Pine Forge Press
- 佐野聖香 (2005)「現代ブラジル農業生産・流通システム—アグロインダストリーコンプレックスの発展の意義」、立命館大学大学院経済学研究科博士論文(2005 年 5 月提出)
- 関根佳恵 (2006a)「ドールの商品戦略と投資戦略」、『農業と経済』第 72 巻 5 号(2006 年 4 月臨増)、97-100 頁
- 関根佳恵 (2006b)「多国籍アグリビジネスによる日本農業参入の新形態—ドール・ジャパンの国産野菜事業を事例として」『歴史と経済』第 193 号(2006 年 10 月)、16-30 頁
- 関下稔 (1987)『日米貿易摩擦と食糧問題』同文館
- Sligh M. and Christman C. (2003) *Who Owns Organic? The Global Status, Prospects, and Challenges of a Changing Organic Market*, Rural Advancement Foundation International USA
- 立川雅司 (2004)『遺伝子組換え作物と穀物フードシステムの新展開—農業・食料社会学アプローチ』農文協
- Tallontire A. and Vorley B. (2005) 'Achieving fairness in trading between supermarkets and their agrifood supply chains', *UK Food Group Briefing*, September 2005
- 田代洋一・宇野忠義・宇佐美繁 (1975)『農民層分解の構造—戦後現段階』御茶の水書房
- 辻村英之 (2005)「書評—大塚・松原編『現代の食とアグリビジネス』有斐閣」、『農林業問題研究』40 巻 4 号(2005 年 3 月)、72-73 頁
- 筒井晴彦 (2007)「企業の社会的責任と世界の労働組合」、『前衛』第 818 号(2007 年 6 月)、168-180 頁。
- Van Gelder V. W. and Dros J. M. (2006) *From Rainforest to Chicken Breast: Effects of soybean cultivation for animal feed on people and nature in the Amazon region – a chain of custody study*, a report for Milieudefensie, FoE Netherlands and Cordaid, January 2006
- Vorley B. (2003) *Food, Inc: Corporate concentration from farm to consumer*, UK Food Group

- 渡邊信夫 (2004) 「地域に根ざした食と農の再生運動」、大塚・松原編『現代の食とアグリビジネス』有斐閣、273-296 頁
- Weeks C. (2006) 'Food Inc. swallows organics: Multinationals move to corner niche market', *CanWest News Service*, April 17, 2006
- WWF-Indonesia and AREAS (2007) *Gone in an Instant: How the trade in illegally grown coffee is driving the destruction of rhino, tiger and elephant habitat*, January 2007